株式会社明豊エンタープライズ定款

第１章　総則

第１条（商号）

当会社は、株式会社明豊エンタープライズと称し、英文では、MEIHO ENTERPRISE CO.,LTD.と表示する。

第２条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．不動産の売買、賃貸借およびこれらの斡旋
２．不動産の鑑定評価
３．マンション・ビルおよび各種設備の管理運営の受託ならびに請負業
４．土木建築および各種設備の設計施工ならびに請負業
５．ビル・アパートの経営管理
６．サービス業に関する業務
７．損害保険代理業
８．金融商品取引業
９．不動産の開発計画、設計、監理、請負、賃貸管理に関するコンサルタント
10．労働者派遣事業
11．不動産特定共同事業
12．ホテル、旅館、その他の宿泊所の経営及び管理
13．前各号に附帯関連する一切の事業

第３条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都目黒区に置く。

第４条（機関）

当会社は、監査等委員会設置会社として、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会
(2) 監査等委員会
(3) 会計監査人

第５条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第２章　株式

第６条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、98,644,000 株とする。

②当会社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式 98,644,000 株

第１種優先株式 10,000 株

第７条（単元株式数）

当会社の普通株式の単元株式数は 100 株とし、第１種優先株式の単元株式数は１株とする。

第８条（株式取扱規程）

当会社の株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取および買増請求の取扱い、その他株式に関する手続きは取締役会の定める株式取扱規程による。

第９条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

③当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、これらへの記録、単元未満株式の買取および買増、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取扱わない。

第 10 条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

第 11 条（単元未満株式の売渡請求）

単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

第３章　株主総会

第 12 条（基準日）

当会社は、毎年７月 31 日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第 13 条（招集の時期）

当会社の定時株主総会は毎年 10 月にこれを招集する。

第 14 条（招集地）

株主総会は、本店所在地もしくはこれに隣接する地、または東京都内において招集する。

第 15 条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役が招集し、その議長となる。当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第 16 条（決議要件）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第 309 条第２項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

第 17 条（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供した

ものとみなすことができる。

第 18 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役および取締役会

第 19 条（員数）

当会社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名以内を置く。

②当会社に監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）５名以内を置く。

第 20 条（選任）

取締役の選任は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

②取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第 21 条（任期）

取締役（監査等委員を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

③補欠のため選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の残任期間とする。

第 22 条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、取締役（監査等委員を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

②取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各１名を定めることができる。

第 23 条（取締役会）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、その議長となる。当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

②取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。但し、緊急

のときはこの期間を短縮することができる。

③取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示を行ったときは、取締役の決議があったものとみなす。

④取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

第５章　監査等委員会

第 24 条（監査等委員会）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

②監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第６章　取締役の責任免除

第 25 条（損害賠償責任の一部免除）

当会社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲内で免除することができる。

②当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。

第７章　計算

第 26 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年８月１日から翌年７月 31 日までとする。

第 27 条（剰余金の配当）

株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

②前項のほか、取締役会の決議により、毎年 1 月 31 日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第 28 条（自己株式の取得）

取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

第 29 条（配当金等の除斥期間）

期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附則

第 1 条　（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、第 47 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む）の賠償責任を、法令の限度において取締役会決議によって免除することができる。

②第 47 期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 29 条 2 項の定めるところによる。

以上

１．平成 18 年 10 月 27 日　改訂
２．平成 20 年 10 月 24 日　改訂
３．平成 21 年 10 月 27 日　改訂
４．平成 22 年 10 月 28 日　改訂
５．平成 23 年 10 月 31 日　改訂
６．平成 24 年　2 月 20 日　改訂
７．平成 24 年 10 月 30 日　改訂
８．平成 27 年 10 月 29 日　改訂
９．平成 29 年 10 月 26 日　改訂
10．令和　2 年　9 月　2 日　改訂